

平成29年第5回（追加）

瑞浪市議会定例会議案

平成29年12月12日

目 次

議第 8 9 号	瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について……………	1
議第 9 0 号	瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 5
議第 9 1 号	瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 7

議第 89 号

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成 29 年 12 月 12 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
(瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 瑞浪市職員の給与に関する条例（昭和 32 年条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 13 条中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

第 16 条第 2 項中「特殊手当条例」を「瑞浪市職員特殊手当支給条例（平成 16 年条例第 35 号）」に改める。

第 18 条第 2 項中「7 級であるもの（」の次に「市の規則で定める職員に限る。」を加え、同条第 4 項及び第 5 項中「（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を削る。

第 19 条第 2 項第 1 号中「加算した額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 105）」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 95（特定管理職員にあつては、100 分の 115）」を加え、同項第 2 号中「勤勉手当基礎額に」の次に「、6 月に支給する場合には」を、「100 分の 50）」の次に「、12 月に支給する場合には 100 分の 45（特定管理職員にあつては、100 分の 55）」を加え、同条第 3 項中「（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）」を削る。

附則第21項中「勤勉手当減額対象額に」の次に「、6月に支給する場合には」を、「100分の1.575）」の次に「、12月に支給する場合には100分の1.425（特定管理職員にあつては、100分の1.725）」を加え、「にあつては、勤勉手当減額基礎額に」を「には、勤勉手当減額基礎額に、6月に支給するときは」に改め、「100分の105）」の次に「、12月に支給するときは100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

行政職給料表一

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額						
再任用職員 以外の職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800

18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800
19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700
20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500
21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400
22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200
23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000
24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900
25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700
26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200
27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700
28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300
29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900
30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200
31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500
32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700
33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900
34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200
35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500
36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700
37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900
38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700
39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500
40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300
41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900
42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300
44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600

47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700	
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000	
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300	
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600	
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900	
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200	
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500	
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700	
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000	
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300	
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600	
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800	
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100	
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400	

76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600	
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800	
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100	
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400	
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600	
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800	
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100	
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400	
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600	
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800	
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900		
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200		
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400		
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600		
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900		
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200		
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400		
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600		
94		294,400	342,200				
95		294,800	342,700				
96		295,200	343,100				
97		295,400	343,200				
98		295,700	343,700				
99		296,100	344,100				
100		296,500	344,400				
101		296,700	344,700				
102		297,000	345,100				
103		297,400	345,500				
104		297,700	345,900				

	105		297,900	346,400				
	106		298,200	346,800				
	107		298,600	347,200				
	108		298,900	347,600				
	109		299,100	348,100				
	110		299,500	348,500				
	111		299,900	348,800				
	112		300,200	349,100				
	113		300,300	349,600				
	114		300,600					
	115		300,900					
	116		301,300					
	117		301,500					
	118		301,700					
	119		302,000					
	120		302,300					
	121		302,700					
	122		302,900					
	123		303,200					
	124		303,500					
	125		303,800					
再任用職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

別表第2（第3条関係）

行政職給料表二

（単位：円）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員	1	128,900	180,300	202,000	249,100	278,400
以外の職員	2	129,800	181,800	203,400	250,300	280,300
	3	130,800	183,300	204,800	251,400	282,100

4	131,700	184,800	206,100	252,600	283,900
5	132,700	186,100	207,400	253,500	285,700
6	133,700	187,600	208,800	254,800	287,500
7	134,700	189,000	210,200	255,900	289,200
8	135,700	190,300	211,600	257,100	291,000
9	136,500	191,700	213,000	258,200	292,600
10	137,500	192,900	214,600	259,300	294,400
11	138,500	194,200	216,200	260,500	296,100
12	139,600	195,300	217,600	261,700	297,900
13	140,400	196,500	218,900	262,700	299,400
14	141,400	197,600	220,400	263,800	301,100
15	142,400	198,700	221,900	264,800	302,700
16	143,400	199,800	223,200	265,800	304,200
17	144,500	200,900	224,100	266,900	305,700
18	145,700	202,000	224,900	268,100	307,300
19	146,900	203,000	225,800	269,200	308,900
20	148,100	204,000	226,800	270,100	310,600
21	149,200	205,000	227,700	271,100	311,700
22	150,400	206,100	229,200	272,200	313,100
23	151,600	207,200	230,500	273,300	314,500
24	152,800	208,200	231,600	274,300	316,000
25	154,000	209,100	233,100	275,200	317,200
26	155,500	210,000	234,400	276,300	318,700
27	157,000	210,700	235,700	277,400	320,100
28	158,500	211,600	237,000	278,500	321,500
29	159,900	212,500	238,000	279,400	323,100
30	161,400	213,700	239,200	280,500	324,300
31	162,900	214,700	240,500	281,500	325,600
32	164,400	215,600	241,700	282,500	326,800

33	165,900	216,300	242,800	283,300	327,900
34	167,700	217,500	244,100	284,200	328,800
35	169,500	218,600	245,200	285,100	329,900
36	171,300	219,800	246,400	286,200	331,000
37	173,100	220,500	247,700	286,800	332,100
38	174,800	221,700	248,900	287,700	333,200
39	176,500	222,900	250,200	288,600	334,200
40	178,200	224,000	251,500	289,500	335,200
41	179,800	224,900	252,500	290,200	336,200
42	181,200	226,100	253,800	291,200	337,200
43	182,600	227,100	254,900	292,200	338,200
44	184,000	228,200	256,200	293,100	339,200
45	185,500	229,300	257,100	293,800	340,100
46	186,900	230,400	258,200	294,700	341,100
47	188,300	231,500	259,400	295,600	342,100
48	189,700	232,500	260,400	296,500	343,100
49	191,000	233,500	261,600	297,200	344,000
50	192,200	234,600	262,800	297,800	344,900
51	193,300	235,700	264,000	298,500	345,800
52	194,500	236,900	264,900	299,300	346,600
53	195,600	238,000	265,900	299,900	347,400
54	196,700	239,000	267,000	300,700	348,200
55	197,800	239,900	268,200	301,400	349,000
56	198,900	240,700	269,400	302,100	349,700
57	200,000	241,600	270,200	302,800	350,400
58	201,000	242,600	271,200	303,500	351,200
59	202,000	243,600	272,300	304,300	352,000
60	203,000	244,500	273,300	305,000	352,700
61	204,100	245,400	274,400	305,600	353,400

62	205,000	246,300	275,500	306,300	354,100
63	205,900	247,200	276,300	307,000	354,800
64	206,800	248,100	277,400	307,700	355,500
65	207,500	248,900	278,200	308,200	356,100
66	208,300	249,700	279,000	308,700	356,600
67	209,000	250,500	279,800	309,300	357,100
68	209,800	251,200	280,600	309,900	357,600
69	210,200	252,000	281,300	310,500	358,000
70	210,800	252,600	282,100	310,900	
71	211,100	253,000	282,900	311,400	
72	211,700	253,400	283,600	311,900	
73	211,900	253,600	284,400	312,200	
74	212,500	254,000	285,100	312,700	
75	213,000	254,500	285,900	313,200	
76	213,800	255,000	286,700	313,600	
77	214,000	255,400	287,300	313,800	
78	214,700	255,800	287,800	314,100	
79	215,200	256,300	288,300	314,400	
80	215,800	256,800	288,700	314,700	
81	216,500	257,100	289,100	315,000	
82	217,000	257,400	289,500	315,300	
83	217,600	257,700	290,000	315,600	
84	218,300	258,000	290,500	315,900	
85	218,900	258,200	290,900	316,100	
86	219,400	258,400	291,500	316,500	
87	219,900	258,700	292,100	316,800	
88	220,600	259,000	292,700	317,000	
89	221,100	259,200	293,000	317,200	
90	221,700	259,400	293,500	317,500	

91	222,300	259,800	294,000	317,800	
92	222,800	260,000	294,400	318,100	
93	223,200	260,300	294,800	318,300	
94	223,700	260,700	295,300	318,600	
95	224,200	261,000	295,800	318,900	
96	224,700	261,300	296,300	319,100	
97	225,200	261,500	296,600	319,300	
98	225,700	261,800	297,000	319,600	
99	226,200	262,000	297,500	319,900	
100	226,700	262,300	298,000	320,100	
101	227,100	262,600	298,400	320,300	
102	227,600	262,800	298,800		
103	228,200	263,100	299,100		
104	228,800	263,400	299,400		
105	229,200	263,600	299,700		
106	229,700	263,800	300,100		
107	230,000	264,100	300,500		
108	230,400	264,300	300,900		
109	230,600	264,600	301,200		
110	231,000	264,900	301,600		
111	231,500	265,200	302,000		
112	232,000	265,400	302,300		
113	232,200	265,600	302,500		
114	232,700	265,900	302,800		
115	233,200	266,100	303,100		
116	233,700	266,300	303,300		
117	234,000	266,600	303,500		
118	234,400	266,900	303,800		
119	234,800	267,200	304,100		

120	235,200	267,500	304,300			
121	235,600	267,600	304,500			
122		267,900	304,800			
123		268,200	305,100			
124		268,500	305,300			
125		268,600	305,500			
126		268,900	305,800			
127		269,200	306,100			
128		269,500	306,300			
129		269,600	306,500			
130		269,900	306,800			
131		270,200	307,100			
132		270,500	307,300			
133		270,600	307,500			
134		270,900				
135		271,200				
136		271,500				
137		271,600				
再任用職員		193,200	204,300	222,800	243,600	274,300

(瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例(昭和29年条例第11号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「100分の220」を「100分の230」に改める。

(瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第3条 瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成17年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「6月に支給する場合には」を削り、「100分の222.5」を「100分の232.5」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額（円）
1	373,000
2	421,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000

別表第2（第8条関係）

一般任期付職員給料表

（単位 円）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
給料月額	187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400

（瑞浪市職員の給与に関する条例の一部改正）

第4条 瑞浪市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第1項及び第2項第1号中「乗じたもの」の次に「から規則で定める時間を減じたもの」を加える。

第18条第1項中「及び附則第18項第3号」を削り、「及び第18条の3」を「及び第18条の3第1項」に改め、同条第2項中「においては」を「には」に、「第19条及び附則第21項」を「第19条第2項」に改め、同条第4項中「。附則第18項第3号において同じ。」を削る。

第19条第1項中「及び附則第18項第4号」を削り、同条第2項第1号中「及び附則第18項第4号」を削り、「、6月に支給する場合には100分の85（特定管理職員にあっては、100分の105）、12月に支給する場合には100分の95（特定管理職員にあっては、100分の115）」を「100分の90（特定管理職員にあっては、100分の110）」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の40（特定管理職員にあっては、100分の50）、12月に支給する場合には100分の45（特定管理職員にあっては、100分の55）」を「

100分の42.5（特定管理職員にあつては、100分の52.5）」に改める。

附則第18項から第21項までを削る。

（瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正）

第5条 瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項第1号中「100分の205」を「100分の210」に改め、同項第2号中「100分の230」を「100分の225」に改める。

（瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正）

第6条 瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の207.5」を「100分の212.5」に、「100分の232.5」を「100分の227.5」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第4条から第6条まで及び附則第7項の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（瑞浪市職員の給与に関する条例第13条の改正規定を除く。）による改正後の瑞浪市職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後の給与条例」という。）の規定、第2条の規定による改正後の瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例（以下「第2条改正後の特別職職員給与条例」という。）の規定及び第3条の規定による改正後の瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（以下「第3条改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 第1条改正後の給与条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の瑞浪市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与（瑞浪市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年条例第25号。以下「平成26年改正条例」という。）附則第10項から

第12項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、第1条改正後の給与条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第10項から第12項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

4 第2条改正後の特別職職員給与条例の規定を適用する場合には、第2条の規定による改正前の瑞浪市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、第2条改正後の特別職職員給与条例の規定による給与の内払とみなす。

5 第3条改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第3条の規定による改正前の瑞浪市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の規定に基づいて支給された給与(平成26年改正条例附則第10項から第12項までの規定に基づいて支給された給料を含む。)は、第3条改正後の任期付職員条例の規定による給与(平成26年改正条例附則第10項から第12項までの規定による給料を含む。)の内払とみなす。

(市の規則への委任)

6 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市の規則で定める。

(瑞浪市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

7 瑞浪市職員の育児休業等に関する条例(平成4年条例第2号)の一部を次のように改正する。

附則第4項を削る。

議第90号

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年12月12日 提出

瑞浪市長 水野光二

瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（昭和55年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の220」を「100分の230」に改める。

第2条 瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「においては100分の205」を「には100分の210」に、「においては100分の230」を「には100分の225」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（以下「第1条改正後の議員報酬等条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 3 第1条改正後の議員報酬等条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の瑞浪市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、第1条改正後の議員報酬等条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 9 1 号

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次の
ように制定するものとする。

平成 2 9 年 1 2 月 1 2 日 提出

瑞浪市長 水 野 光 二

瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
瑞浪市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 7 年条例第 1 号）の一
部を次のように改正する。

第 1 6 条の 2 第 3 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

